

秋田県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年秋田県条例第7号）第4条第1項の規定に基づき、令和7年度における人事行政の運営の状況及び秋田県人事委員会の業務の状況を次のとおり公表する。

令和8年9月29日

秋田県知事 鈴木 健 太

第1 人事行政の運営の状況

1 任免及び職員数の状況等

(1) 任免及び職員数の状況 (各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数				対前年増減数		主な 増減理由
		令和8年		令和7年				
			うち 知事部局		うち 知事部局		うち 知事部局	
一般行政	総務他	3,522人	3,153人	3,483人	3,158人	39人	△5人	組織再編等
特別行政	教 育	7,549人	4人	7,684人	4人	△135人	0人	児童生徒数の減少等
	警 察	2,383人	0人	2,375人	0人	8人	0人	業務増等
公営企業	病 院	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
	下水道	11人	11人	11人	11人	0人	0人	
	その他	114人	15人	114人	15人	0人	0人	
合 計		13,579人	3,183人	13,667人	3,188人	△88人	△5人	

※ 職員数は、一般職の職員（地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時的任用職員及びフルタイムの会計年度任用職員以外の非常勤職員を除く。）の人数である。

(2) 定員管理の取組

3,200人体制を目安に質の高い行政サービスの提供と働き方改革の推進の両立を図る。

2 人事評価の状況

(令和7年度)

区 分	勤 務 成 績 の 評 定 の 概 要
知 事 部 局	職員人事評価制度 職員人事評価実施要綱による。 対 象：知事部局及び労働委員会事務局の一般職の職員 評 価 者：直属の上司を1次評価者、さらにその上司を2次評価者とする。 評価期間：能力 令和6年10月1日～令和7年9月30日 業績 令和7年4月1日～令和8年3月31日 評価方法：能力及び業績について、役職段階別に評価要素を定め5段階評価を行う。
警 察 本 部	秋田県警察職員人事評価実施規程による。 対 象：警視以下の階級にある警察官及びこれに相当する職員 (非常勤職員、臨時的任用職員等を除く。) 評価期間：能力 令和6年10月1日～令和7年9月30日 業績 令和7年2月1日～令和8年1月31日 評価方法：能力及び業績について、役職段階別に評価要素を定め5段階評価を行う。
教育委員会	教員人事評価制度 「秋田県立学校職員の人事評価に関する規則」及び「秋田市町村立学校職員の人事評価に関する規則」による。 対 象：校長及び教員（任期付職員・臨時講師・非常勤講師を含む。） 評価期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日 評価方法：職種別に評価項目を選択し、その職務状況について、評価要素ごとに5段階評価を行う。 事務職員等人事評価制度 対 象：会計年度任用職員を除く事務職員、学校栄養職員、海事職員及び現業職員並びに教育庁等の職員 評価期間：能力 令和6年10月1日～令和7年9月30日 業績 令和7年4月1日～令和8年3月31日 評価方法：業績及び能力について、役職段階別に評価要素を定め5段階評価を行う。

3 給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 平均給料月額等

(令和8年4月1日現在)

区 分	平均給料月額	平均諸手当月額	平均給与月額	平均年齢
行 政 職	344,600円	65,100円	409,700円	43歳0月
警 察 職	349,700円	98,200円	447,900円	38歳11月
教 育 職 (高等学校等)	417,600円	45,800円	463,400円	49歳3月
教 育 職 (小・中学校)	391,700円	33,000円	424,700円	46歳4月
技能労務職	320,200円	37,900円	358,100円	54歳8月

(2) 初任給の状況及び経験年数別の平均給料月額

(令和8年4月1日現在)

区 分		初任給	採用2年後の 給 料 月 額	経 験 年 数 別 平 均 給 料 月 額		
				10年	15年	20年
行 政 職	大学卒	239,488円	242,815円	298,250円	328,646円	361,019円
	高校卒	208,343円	213,282円	267,808円	288,890円	329,778円
警 察 職	大学卒	276,178円	294,623円	318,476円	355,021円	400,806円
	高校卒	241,807円	260,051円	301,167円	323,285円	358,538円
教 育 職 (高等学校等)	大学卒	267,509円	271,138円	339,848円	371,861円	398,965円
教 育 職 (小・中学校)	大学卒	267,509円	271,138円	338,716円	370,499円	395,775円

(3) 行政職の級別職員数の状況

(令和8年4月1日現在)

区 分	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的職務内容	部長	次長	課長	課長	主幹・ 副主幹	副主幹 ・主査	主査・ 主任	主事・ 技師	主事・ 技師	
職 員 数	19人	37人	49人	311人	1,098人	499人	753人	556人	532人	3,854人
構 成 比	0.5%	1.0%	1.3%	8.1%	28.5%	12.9%	19.5%	14.4%	13.8%	100%

※ 県には9種類13表の給料表があるが、そのうちの行政職給料表の状況である。

(4) 標準を超える昇給の状況

(令和7年度)

区 分	行 政 職	警 察 職	教育職 (高等学校等)	教育職 (小・中学校)
職 員 数	3,845人	1,977人	2,337人	4,283人
標準を超える昇給職員数	653人	298人	259人	492人
比 率	17.0%	15.1%	11.1%	11.5%

(5) 諸手当の状況

ア 期末手当及び勤勉手当

(令和7年度)

区 分		期 末 手 当	勤 勉 手 当
支給割合	6月支給	1.250月分	1.050月分
	12月支給	1.275月分	1.075月分
	合 計	2.525月分	2.125月分
1人当たり 平均支給額	行 政 職	1,692,954円	
	警 察 職	1,739,916円	
	教 育 職	1,950,231円	
加算措置の状況		職務の級に応じて5%～20%の加算を行う。	

イ 退職手当

(令和7年度)

区 分	支 給 割 合	
	自 己 都 合	勸 奨 ・ 定 年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.70900月分
最高限度	47.7090月分	47.70900月分

職 種 別 平 均 支 給 額	
行 政 職	15,046千円
警 察 職	10,126千円
教 育 職	17,795千円

ウ 時間外勤務手当 (令和7年度)

支 給 総 額	19億3,681万円
支給対象職員1人当たり支給年額	325,460円

エ 特殊勤務手当

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事する職員に支給される。30種類の手当があり、そのうち支給額・支給人数の多い手当は警察職員手当、教育業務連絡指導手当等である。

(令和7年度)

支 給 総 額	667,784千円
支給職員1人当たり平均支給年額	139,997円
職員全体に占める手当支給職員の割合	34.0%

オ その他の主な手当

(令和8年4月1日現在)

手当名	内 容	区 分	支 給 額
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に支給 (配偶者区分廃止)	子	月額13,000円
		父母等	月額 6,500円
		満16歳となる年度の初日(4月1日)から満22歳となる年度の末日(3月31日)までの子	1人当たり月額5000円を加算
住 居 手 当	借家又は借間に居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給		最高 月額 27,000円
通 勤 手 当	通勤距離が片道2km以上で、交通機関を利用する職員又は自動車等を使用する職員に支給	交通機関利用	最高 月額150,000円
		自動車等利用	最高 月額 60,800円
寒冷地手当	11月から3月までにおいて秋田県に在勤する職員に支給	秋田県内に勤務する職員 ※一部勤務公署を除き、経過措置を適用中(手当額1/2)	扶養親族の数などに応じて年額20,500円～99,000円

(6) 勤務時間の状況

(令和7年度)

勤 務 時 間	休 憩 時 間
午前8時30分から午後5時15分まで	正午から午後1時まで

※ このほか、窓口業務のある機関、福祉施設、公の施設、空港管理事務所等においては、必要に応じ特別の勤務時間等を定めている。

(7) 休暇の状況

ア 年次休暇の取得状況

(令和7年1月～令和7年12月)

区 分	対象人数	使用可能日数	総使用日時数	1人当たり使用日時数
知 事 部 局 等	3,292人	124,110日	44,800日2時間	13日5時間
警 察 本 部	2,331人	85,624日	38,775日2時間	16日5時間
県教育委員会	3,487人	132,791日	44,142日0時間	12日5時間

※1 「知事部局等」とは、知事部局、議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局及び労働委員会事務局をいう(以下の表において同じ。)

※2 「県教育委員会」には、市町村立学校の県費負担教職員を含まない。

イ 介護休暇の取得状況（令和7年度）

区 分	取得者数
知事部局等	1人
警 察 本 部	0人
教育委員会	4人

※1 「教育委員会」には、市町村立学校の県費負担教職員を含む（以下の表において同じ。）。

※2 介護休暇取得者数は、延べ人数である。

ウ 休暇制度の概要

（ア） 休暇の種類

（令和7年度）

種 類	内 容
年次休暇	1年に20日（新規採用の年は、採用月に応じて定められた日数）与えられる。残日数は、20日を限度として翌年に繰り越すことができる。
病気休暇	負傷又は疾病により療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に与えられる。
特別休暇	特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に与えられる。（主な特別休暇は、次の表のとおり。）
介護休暇・ 介 護 時 間	配偶者、父母等の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる。

（イ） 主な特別休暇

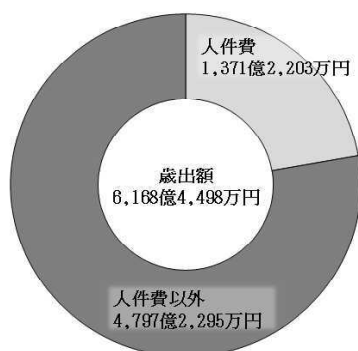
種 類	内 容 （ 日 数 等 ）
ボランティア休暇	職員が自発的に、報酬を得ないで社会に貢献する特定の活動を行う場合で、勤務しないことが相当であるときに与えられる。（年5日以内）
結 婚 休 暇	職員が結婚する場合に与えられる。（7日以内）
出 産 休 暇	女性職員が出産する場合に与えられる。（産前8週間及び産後8週間）
配偶者出産休暇	職員の妻の出産に伴い、入院の付添い等をする場合に与えられる。（2日以内）
配偶者の出産に係る子の養育休暇	職員の妻が出産する場合で、子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときに与えられる。（5日以内）
家族看護等休暇	職員が、その配偶者、父母、配偶者の父母、孫若しくは養育する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の看護をする場合で、勤務しないことが相当と認められるときに与えられる。（年6日以内。家族が2人以上の場合は12日以内）
短期の介護休暇	職員が要介護者の介護等を行う場合に与えられる。（年5日以内。要介護者が2人以上の場合は10日以内）
服 忌 休 暇	職員の親族が死亡した場合で、職員が喪に服するときに与えられる。（親族区分により定める日数。最高で連続10日以内）
夏 季 休 暇	夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため職員が勤務しないことが相当と認められる場合に与えられる。（年5日以内）

（8） 修学部分休業、高齢者部分休業の取得状況（令和7年度）

区 分	修学部分休業 取 得 者 数	高齢者部分休業 取 得 者 数
知事部局等	0人	0人
警 察 本 部	0人	0人
教育委員会	0人	3人

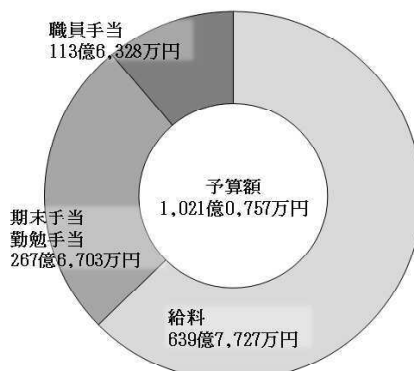
(9) 職員給与費の状況

I 人件費の状況 (令和6年度普通会計決算)



※人件費には知事等特別職の給料及び報酬を含む。

II 職員給与費の内訳 (令和8年度一般会計予算)



※対象職員14,183人、一人あたり720万円
職員手当には退職手当を含まない。

(10) 特別職の給料及び報酬等の状況

(令和8年4月1日現在)

区 分	給料及び議員報酬	期 末 手 当		退 職 手 当	
		6 月 期	12 月 期	算 定 方 法	支 給 時 期
知 事	1,240,000円 (992,000円)	1.725月分	1.725月分	給料月額×在職月数×55/100	任期ごと
副知事	950,000円	1.725月分	1.725月分	給料月額×在職月数×40/100	任期ごと
議 長	930,000円	1.725月分	1.725月分	支給しない。	
副議長	830,000円	1.725月分	1.725月分		
議 員	800,000円	1.725月分	1.725月分		

※ 知事の給料については、令和7年5月15日から令和11年4月30日までの特例措置として、20パーセント減額して支給することとされており、括弧内が減額後の額である。(改正)

4 休業の状況

(1) 育児休業の取得状況 (令和7年度)

区 分	育児休業 (女性)			育児休業 (男性)			部分休業取得者数	
	取得可能者数	取得者数	取得率	取得可能者数	取得者数	取得率	令和7年4月～9月	令和7年10月～令和8年3月
知事部局等	37人	37人	100.0%	65人	65人	100.0%	21人	20人
警察本部	20人	20人	100.0%	73人	76人	104.1%	17人	22人
教育委員会	89人	89人	100.0%	78人	42人	53.8%	19人	39人

※1 育児休業の「取得可能者数」とは、令和7年度に新たに育児休業が取得可能となった者の数をいう。

※2 育児休業の「取得者数」とは、令和7年度に新たに育児休業を取得した者の数をいう。

※3 「部分休業取得者数」とは、令和7年度に新たに部分休業を取得した者の数をいう。

(2) 自己啓発等休業、大学院修学休業及び配偶者同行休業の取得状況 (令和7年度)

区 分	自己啓発等休業 取得者数	大学院修学休業 取得者数	配偶者同行休業 取得者数
知事部局等	0人	0人	0人
警察本部	0人	0人	0人
教育委員会	0人	0人	0人

5 分限及び懲戒の状況

(1) 分限処分及び懲戒処分を受けた職員の数

(令和7年度)

区 分	分限処分を受けた職員の数					懲戒処分を受けた職員の数				
	降任	免職	休職	降給	計	戒告	減給	停職	免職	計
知事部局等	1人		66人		67人	2人	1人	3人	1人	7人
警 察 本 部			25人		25人		1人	1人		2人
教育委員会			136人		136人	5人		1人	2人	8人
計			227人		227人	7人	2人	5人	3人	17人

※ 休職者数は延べ人数である。

(2) 行為別の懲戒処分を受けた職員の数

(令和7年度)

行 為 区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職	計
給与・任用に関する不正					
一般服務違反	3人	1人	1人	1人	6人
一 般 非 行			1人	1人	2人
収 賄 等				1人	1人
道路交通法違反(職務執行外)		1人	3人		4人
監 督 責 任	4人				4人
計	7人	2人	5人	3人	17人

6 服務の状況

服務規律の確保に関する取組

(令和7年度)

区 分	取 組 の 概 要
知 事 部 局	令和7年4月 職員の綱紀の保持について(通知) 令和7年6月 職員の綱紀の保持について(通知) 令和7年7月 職員の綱紀の保持について(通知) 令和7年10月 職員の綱紀の保持について(通知) 令和7年12月 職員の綱紀の保持について(通知) 令和8年3月 職員の綱紀の保持について(通知)
警 察 本 部	令和7年4月 春の行楽期における各種事故防止について(通達) 令和7年8月 非違事案の絶無について(通達) 令和7年12月 年末年始における規律の保持及び各種事故防止について(通達) 令和8年2月 警察のあるべき姿を踏まえた綱紀粛正と適確な組織運営管理の徹底について(通達)
教育委員会	令和7年5月 職員の綱紀の保持について(通知) 令和7年6月 職員の綱紀の保持について(通知) 令和7年7月 職員の綱紀の保持について(通知) 令和7年10月 職員の綱紀の保持について(通知) 令和7年12月 不祥事根絶に向けた綱紀保持の徹底について(通知)

7 退職管理の状況

地方公務員法(昭和25年法律第261号)及び職員の退職管理に関する条例(平成27年秋田県条例第59号)により、営利企業等に再就職した元職員は退職前の職務に関して、現職職員への働きかけを行うことが禁止されているが、令和7年度においては、規制に違反する行為は認められなかった。

なお、働きかけ規制の円滑な実施のため、本庁課長級以上の経験がある元職員に対し、再就職情報の届出を義務づけているが、届出件数は次のとおりであった。

令和7年度の再就職情報の届出件数

知 事 部 局 14件
警 察 本 部 6 件
教育委員会 0 件

8 研修の状況

(令和7年度)

区 分	研修実施機関	研 修 区 分	内 容	修了者数
知 事 部 局	秋田県自治研修所	役職段階別指定研修	新規採用職員研修、3年目職員研修、主査級職員研修、課長級研修等	826人
		組織力向上研修	キャリアデザイン研修、キャリア開発研修等	219人
		能力開発研修	業務に役立つ法令の読み方、データの見方・活かし方、レジリエンス向上等	529人
		計1,574人		
警 察 本 部	秋田県警察学校	指定研修	採用時教養（初任科、初任補修科）、昇任時教養（警部補任用科、巡査部長任用科）	164人
		専門研修	部門別任用科、専科	344人
		計 508人		
教育委員会	秋田県総合教育センター	教職経験者研修	初任者研修、教職5年目研修、中堅教諭等資質向上研修等	706人
		職務別研修	新任校長研修、新任教頭研修、新任教務主任研修、新任学年主任研修等	644人
		計1,350人		

9 福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生状況

ア 福利厚生事業の概要

職員の病気、負傷、出産、死亡等に関すること及び退職年金に関することについては、地方公務員法第43条の規定に基づき共済制度が設けられることとされており、共済制度は、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づき実施されている。

職員の保健、元氣回復その他厚生に関する事項については、地方公務員法第42条の規定により「厚生に関する計画」を各任命権者ごとに策定し、実施している。

また、秋田県職員の共済制度に関する条例に基づき設立された職員互助会（県職員、教育関係職員、警察職員の各互助会）も福利厚生の事業を実施している。

「厚生に関する計画」に基づき令和7年度において県が実施した福利厚生事業は、次の表のとおりである。

イ 職員厚生費の状況

(令和7年度)

区 分	分 類	主 な 事 業	事業費
知事部局等	健康管理・安全衛生管理	職員健康診断、健康管理・安全衛生管理	86,855千円
	計 86,855千円		
警 察 本 部	健康管理・安全衛生管理	職員健康診断、健康管理・安全衛生管理	33,325千円
	職員ストレスチェック事業	ストレスチェック、ストレス相談	1,674千円
	計 34,999千円		
教育委員会	健康管理・安全衛生管理	職員健康診断、健康管理・安全衛生管理	50,618千円
	福利厚生	福利厚生事業に係る事務	3,545千円
	計 54,163千円		

(2) 公務災害補償の状況

ア 公務災害補償制度の概要

地方公務員が公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）又は通勤による災害を受けた場合には、その災害によって生じた損害を補償し、必要な福祉事業を行うことにより、被災職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

補償の実施は、常勤職員については「地方公務員災害補償基金」が行い、議会の議員その他非常勤の職員については各地方公共団体が行う。

補償の種類には、療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、介護補償、遺族補償、葬祭補償などがある。

イ 地方公務員災害補償基金による補償実績

(令和7年度)

療養補償		障害補償		遺族補償		その他		福祉事業	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
182件	25,792千円	2件	4,432千円	8件	18,133千円	0件	0千円	12件	5,822千円

※ 県職員（市町村立学校の県費負担教職員を含む。）に対する補償実績である。

第2 人事委員会の報告事項

1 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

令和7年度の報告及び勧告の概要

令和7年10月8日に職員の給与等に関する報告及び勧告を行ったが、その概要は次のとおりである。

(1) 給与関係

ア 公民給与の比較方法の見直し

行政課題の複雑化・多様化や厳しい人材獲得競争を踏まえ、国に準じ、比較対象企業規模を見直し

⇒企業規模【50人以上】→【100人以上】

イ 月例給の引上げ

(ア) 本年4月分の民間給与を調査して公民比較

(イ) 民間給与との較差11,325円(3.07%)を解消するため、若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に引上げ改定

(ウ) 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ

民間給与 A	職員給与 B	公民較差 (A-B)
380,247円	368,922円	11,325円 (3.07%)

ウ 特別給の引上げ

(ア) 直近1年間(昨年8月～本年7月)の民間のボーナスの支給割合と職員の特別給(期末手当・勤勉手当)の年間の支給月数を比較

(イ) 民間の支給割合 4.63月

(ウ) 職員の年間支給月数 4.60月

⇒民間の支給状況に見合うよう引上げ

年間4.60月分→4.65月分(+0.05月分)

⇒引上げ分は期末手当及び勤勉手当に0.025月分ずつ均等に配分

(一般職員の支給月数)

	現行	改定後	改定月数
期末手当	2.50月分	2.525月分	+0.025月分
勤勉手当	2.10月分	2.125月分	+0.025月分
計	4.60月分	4.65月分	+0.05月分

エ 諸手当の見直し

(ア) 初任給調整手当

国に準じ、医師及び歯科医師に対する初任給調整手当の限度額を引上げ

⇒医療職(一)の医師等 最高 416,600円 → 417,600円

⇒医療職(一)以外の医師等 最高 51,600円 → 52,100円

(イ) 通勤手当

a 自動車使用者に対する通勤手当について、国との均衡を考慮しつつ、職員の通勤実態を踏まえて改定

⇒現行の距離区分に係る手当額について、一部の距離区分を除いて引上げ
⇒「100km以上」を上限とする新たな距離区分（2km刻み）を新設（上限60,800円）
⇒駐車場等の利用に対する通勤手当を新設（1か月当たり上限5,000円）

- b 自動車以外の交通用具使用者に対する通勤手当を自動車使用者に対する通勤手当と一本化
- c 職員に対して適時適切に通勤手当を支給するため、採用や異動の日から通勤手当を支給できるよう支給方法を見直し

(ウ) 宿日直手当

国に準じ、勤務1回に係る支給限度額を引上げ

⇒通常の宿日直勤務 4,400円 → 4,700円

⇒特殊な業務を主とする宿日直勤務（警察署における警備や事件の捜査等のための待機業務など）
7,400円 → 7,700円

(エ) 特勤勤務手当等

国に準じ、所要の改定

⇒特勤公署等への採用に伴い転居した職員に対し、特勤勤務手当に準ずる手当を新たに支給

⇒特勤勤務手当・特勤勤務手当に準ずる手当の額の算定基礎の見直し

(2) 人事管理関係

ア 人材の確保等

(ア) 県職員として働く魅力や価値を明確化し、採用ターゲットの心に響く、より効果的なアプローチを実施

(イ) 民間企業での経験等、多様な背景を持つ職員が早期に適応し、その能力や知見を存分に発揮できるよう、人事配置や研修などの取組を充実

(ウ) 職員が主体的にキャリア形成を図ることのできる環境整備と組織のパフォーマンス向上につなげる体制づくり

(エ) 女性職員の多様な分野への配置や管理監督職員への登用、研修の充実等の一層の推進

イ 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価について、精度や納得性の向上に努めるとともに、人事管理の基礎として十分に活用

ウ 時代に即した働き方の推進

(ア) フレックスタイム制やテレワークの活用等、柔軟で多様な働き方の実現に向けた取組の推進

(イ) 育児や介護をする者を含め、誰もが能力を十分に発揮できる職場づくり

(ウ) 職員の多様な活躍の場の創出に向けた適切な機会提供や周知、職場内の理解促進

エ 勤務環境の整備等

(ア) デジタルを活用した業務の効率化、柔軟な人事配置による確実な業務遂行体制の維持・構築

(イ) 管理監督職員のマネジメント強化等による時間外勤務等の一層の縮減

(ウ) 業務執行体制の見直し等による勤務間インターバルの確保

(エ) 産業医による面接指導の徹底等、職員のメンタルヘルス対策の強化

(オ) ハラスメントの根絶に向けた職場環境づくりの強化

(カ) 職場内におけるコミュニケーションの活性化等、不祥事の再発防止に向けた風通しの良い職場づくり

2 競争試験及び選考の状況

(1) 採用試験

(令和7年度)

試験区分		採用予定人員 A	申込者数 B	第1次試験				第2次試験			最終倍率 C/F	辞退者数
				受験者数 C	合格者数 D	受験率 C/B	倍率 C/D	受験者数 E	合格者数 F	受験率 E/D		
大学卒業程度 (早期)	農学(一般)	5	25	24	17	96.0%	1.4	13	7	76.5%	3.4	2
	農業農村工学	2	4	4	3	100.0%	1.3	2	2	66.7%	2.0	0
	畜産	2	5	5	4	100.0%	1.3	3	3	75.0%	1.7	0
	水産	2	12	11	8	91.7%	1.4	7	4	87.5%	2.8	3
	林学	4	15	15	9	100.0%	1.7	5	5	55.6%	3.0	2
	土木	6	17	16	13	94.1%	1.2	12	6	92.3%	2.7	2
	小計(6区分)	21	78	75	54	96.2%	1.4	42	27	77.8%	2.8	9
大学卒業程度 (通常)	行政	25	133	108	70	81.2%	1.5	64	44	91.4%	2.5	14
	心理判定	1	6	6	5	100.0%	1.2	5	2	100.0%	3.0	0
	管理栄養士	1	13	11	6	84.6%	1.8	6	2	100.0%	5.5	0
	保健師	8	11	11	10	100.0%	1.1	9	8	90.0%	1.4	2
	化学	3	5	5	5	100.0%	1.0	5	1	100.0%	5.0	0
	食品衛生	1	2	1	1	50.0%	1.0	1	1	100.0%	1.0	0
	農学(一般)	5	14	6	5	42.9%	1.2	5	5	100.0%	1.2	1
	農業農村工学	1	5	2	2	40.0%	1.0	1	0	50.0%	—	—
	畜産	2	4	3	1	75.0%	3.0	1	1	100.0%	3.0	0
	水産	1	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林学	2	2	0	—	0.0%	—	—	—	—	—	—
	資源工学	1	3	2	2	66.7%	1.0	2	1	100.0%	2.0	0
	電気	2	4	3	3	75.0%	1.0	3	2	100.0%	1.5	1
	土木	1	8	5	3	62.5%	1.7	3	2	100.0%	2.5	0
	建築	1	4	2	2	50.0%	1.0	2	2	100.0%	1.0	1
	機械	1	7	2	1	28.6%	2.0	1	1	100.0%	2.0	0
	教育行政	2	3	3	3	100.0%	1.0	3	2	100.0%	1.5	0
	警察行政(事務)	5	21	15	12	71.4%	1.3	12	5	100.0%	3.0	1
	警察行政(少年育成支援官)	3	7	6	4	85.7%	1.5	4	2	100.0%	3.0	0
	小計(19区分)	66	252	191	135	75.8%	1.4	127	81	94.1%	2.4	20
大学卒業程度 (職務経験者)	行政	10	168	153	41	91.1%	3.7	17	13	85.0%	11.8	3
	農学(一般)	1	1	1	1	100.0%	1.0	1	1	100.0%	1.0	0
	農業農村工学	1	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林学	1	1	1	1	100.0%	1.0	1	1	100.0%	1.0	0
	土木	2	5	5	3	100.0%	1.7	3	1	100.0%	5.0	1
	教育行政	3	38	36	18	94.7%	2.0	8	3	88.9%	12.0	0
	小計(6区分)	18	213	196	64	92.0%	3.1	30	19	88.2%	10.3	4
短大卒業程度	一般事務	2	14	12	8	85.7%	1.5	8	2	100.0%	6.0	0
	土木	1	1	1	1	100.0%	1.0	1	1	100.0%	1.0	0
	建築	1	2	0	—	0.0%	—	—	—	—	—	—
	小計(3区分)	4	17	13	9	76.5%	1.4	9	3	100.0%	4.3	0
高校卒業程度	一般事務a	3	74	64	10	86.5%	6.4	9	3	90.0%	21.3	0
	一般事務b											1
	農業農村工学	2	5	2	1	40.0%	2.0	1	1	100.0%	2.0	1
	林学	2	9	7	7	77.8%	1.0	6	3	85.7%	2.3	2
	電気	5	5	3	3	60.0%	1.0	3	3	100.0%	1.0	0
	土木	1	15	15	6	100.0%	2.5	6	2	100.0%	7.5	1
	建築	1	3	2	2	66.7%	1.0	2	2	100.0%	1.0	1
	教育事務	8	45	43	17	95.6%	2.5	17	12	100.0%	3.6	2
	警察行政(事務)	5	56	55	36	98.2%	1.5	29	3	80.6%	18.3	1
	警察行政(電気)	2	1	1	1	100.0%	1.0	1	1	100.0%	1.0	0
	警察行政(デジタル)	若干名	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	小計(10区分)	29	213	192	83	90.1%	2.3	74	30	89.2%	6.4	9
警察官A(第1回)		45	54	46	44	85.2%	1.0	42	31	95.5%	1.5	13
女性警察官A(第1回)			19	15	14	78.9%	1.1	9	7	64.3%	2.1	3
警察官A(第2回)			29	22	17	75.9%	1.3	12	5	70.6%	4.4	1
女性警察官A(第2回)			3	2	2	66.7%	1.0	2	1	100.0%	2.0	0
警察官B		45	83	75	70	90.4%	1.1	63	34	90.0%	2.2	3
女性警察官B			41	39	35	95.1%	1.1	28	18	80.0%	2.2	1
小計(6区分)		90	229	199	182	86.9%	1.1	156	96	85.7%	2.1	21
総計(50区分)		228	1002	866	527	86.4%	1.6	438	256	88.1%	3.4	59

(2) 選考採用（適用根拠別状況）

（令和7年度）

根拠規定		区 分	任命権者別			計
			知事	教育委員会	警察本部	
人事委員会規則４－５第２６条第１項			36	3	28	67
第１号 主査及び相当職以上の職	第３号 国、他の地方公共団体等の在職者	主査	1			1
		小 計	1	0	0	1
		森林技監	1			1
		課長	1			1
		室長	1			1
		政策監	1			1
		副主幹		1		1
		主事	3			3
		社会教育主事		1		1
		警視			6	6
		警部			8	8
		警部補			5	5
		巡査部長			1	1
		巡査			1	1
		調査官			1	1
		専門官			1	1
		小 計		7	2	23
第８号	資格・免許職	児童福祉司	3			3
		児童自立支援専門員	1			1
		医師	3			3
		看護師	2			2
		薬剤師	2			2
		獣医師	2			2
		航海士	1			1
		職業訓練指導員	1			1
	その他	研究員	6			6
		武道指導員			2	2
		運行安全管理者	1			1
		鳥獣管理	2			2
		再採用			3	3
		小 計	24	0	5	29
第12号	試験によることが不適当な職	就職氷河期世代	2	1		3
		障害者	2			2
小 計		4	1	0	5	
地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第３条			0	0	0	0
特定任期付職員						0
一般任期付職員						0
地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第４条			0	0	0	0
特定業務等従事任期付職員						0
任期付短時間勤務職員						0
地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律第３条			0	0	0	0
第１号任期付研究員						0
第２号任期付研究員						0
合 計			36	3	28	67

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

(1) 任命権者に関するもの

（令和7年度）

事案名	要求者	要求年月日	要求内容	審理内容等	終結内容年月日等
該当なし					

(2) 委託市町村・一部事務組合に関するもの

（令和7年度）

事案名	要求者	要求年月日	要求内容	審理内容等	終結内容年月日等
該当なし					

4 不利益処分に関する審査請求の状況

(1) 任命権者に関するもの

(令和7年度)

事案名	審査請求人	審査請求年月日	審査請求理由	審理状況	終結内容年月日等
該当なし					

(2) 委託市町村・一部事務組合に関するもの

(令和7年度)

事案名	審査請求人	審査請求年月日	審査請求理由	審理状況	終結内容年月日等
令和7年秋人委(審) 第1号事件	市職員(市長部局)	令和7年11月13日	分限処分取消	非公開 口頭審理	令和8年1月9日 取下げ